

高知県水産物輸出促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県水産物輸出促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する水産業協同組合、水産加工業者、水産物取扱業者、運送業者等で構成する団体が行う県内で加工された養殖魚をはじめとする水産物の海外への輸出を目的とする事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業)

第3条 前条に規定する事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 海外販路開拓事業

輸出の促進に資する商談会等への出展、フェア等の開催、国内外の飲食店、商社等との商談その他これらの実施に向けた事前調査、調整又は成約に向けた事後の営業等を行う事業

(2) 事務局事業

補助事業の運営及び統括、前号の事業に係る活動支援その他輸出の促進に資する事業を円滑に実施するため、補助事業を行う団体の事務局が行う事業

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、第2条に規定する補助目的を達成することができると認められ、かつ3者以上で構成する団体とする。

(補助対象経費及び補助率)

第5条 補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金

額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第 7 条 知事は、前条第 1 項の規定による申請が適当であると認めるときは、補助事業者に県税の滞納がないこと及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことを確認の上で補助金の交付を決定し、速やかに当該決定の内容を当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（補助の条件）

第 8 条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならないこと。
- （2） 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- （3） 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行わなければならないこと。
- （4） 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（取得価格又は効用の増加価格が 50 万円を超えるものに限る。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- （5） 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- （6） 補助事業の実施に当たっては、別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- （7） 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(補助事業の重要な変更)

第9条 補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、別記第2号様式による事業実施計画変更(中止又は廃止)承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業者に関する変更
- (2) 補助事業の中止又は廃止
- (3) 補助金の交付決定額の増額
- (4) 補助金の交付決定額の30パーセントを超える減額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の内容の著しい変更

(実績報告等)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第3号様式による実績報告書を補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った補助事業者は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税又は地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額を減じた額を上回る部分の金額)を別記第4号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(概算払の請求)

第11条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第5号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第12条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(補助金の交付の決定の取消し)

第13条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。
- (3) 補助金を補助事業の目的以外の用途に使用したとき。
- (4) 第9条の規定に違反したとき又は第10条の規定による報告をせず、補助事業の内容を確認することができないとき。
- (5) 別表第2に掲げるいずれかに該当するとき。

(情報の開示)

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第15条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(失効期限等)

2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された補助金については、第8条第1号、第2号、第4号及び第5号、第10条第3項、第13条並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和5年4月1日から施行する。